

生徒心得

1. 服装について

服装は、校内及び登下校時において本校の制服を正しく着用し、常に端正で清潔感のあるものとする。

＜服装基準＞

① 制服

学校指定のブレザー・ズボン・スカート、白地のブラウスまたはワイシャツ、ネクタイ・リボン

(1) 上着着用期間の服装について

白・紺・黒・グレー・キャメル・クリームを基調とし、無地単色で図柄のないV襟のセーターまたはベスト、カーディガンを着用できる。

(2) 上着を脱いでもよい期間（5月～10月）の服装 ※〔5月・10月は移行期間〕

白地のワイシャツまたは開襟シャツ・ブラウスを着用する。ネクタイ・リボンはなしでもよい。

② 靴下は白・黒・紺を基調とし無地単色で図柄のないソックス・ハイソックス・ストッキング・タイツとする。

③ 靴は学生靴、または運動靴とする。（かかとの踏みつぶしは禁止）。

④ 化粧やそれに類した行為（カラーリップ・マニキュア等）は禁止とする。

⑤ 頭髪を特別に変形・変色することは禁止とする。

⑥ ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリー類は禁止とする。

⑦ 負傷、その他の理由により異装する場合は その理由を届け出て、許可を受ける。

⑧ ジャージ登校について

以下に該当する場合はジャージでの登校を許可する。

(1) けが等で制服着用が困難で申し出があった場合。

(2) 学校側がジャージでの登校を指定する場合。

(3) 休日および長期休業中の部活動で顧問の指示がある場合。

この場合、認められるジャージは学校指定の体育着およびチームで統一されたものに限る。

2. 公共物の取扱いについて

① 学校施設備品は常に大切に取扱い、破損または紛失の際は直ちに教職員に申し出る。

② 学校の物品を使用する場合は必ず教職員の許可を受ける。

③ 校内でストーブ、火気、電気、薬品などを使用する際は教職員の許可を受け、終わったら必ず報告し点検を受ける

④ 校内において盗難・破損などの事故または不審な状況を認めたときは、直ちに教職員に知らせる。

3. 学校生活について

① 学校の内外を問わず、生徒は常に次のことに留意し、品位を保つように心がける。

(1) 言葉づかいを正しくする。

(2) 来客等には礼儀正しく、その場に応じた挨拶をする。通り過ぎるときには、黙礼でもよい。

(3) 時間を守り、行動を敏速かつ静粛にする。

(4) 窃盗、不正行為、飲酒、喫煙その他、法に触れる行為（同席を含む）はしない。

(5) 登校後は外出しない。やむを得ない事情がある場合は事前にホームルーム担任に相談し許可を受ける。

(6) 生徒間の金品の貸し借りは行わない。

(7) 授業に必要な物品は学校に持って来ない。貴重品は鍵のかかるところに入れ、自分で管理する。

(8) 携帯電話やインターネット等における個人情報の取り扱いには充分注意し、個人情報が流出することのないように努める。

- ② 任命された校内役員，各種委員は別に定める規定にしたがい，責任をもって務める。
- ③ 分からないことや悩みごとは、独りでかかえこまず，周囲の大人に相談する。

4. 出欠席等について

- ① 欠席、遅刻、早退，欠課は生徒手帳の諸届欄によるか、あるいは定められた様式による届をホームルーム担任に提出する。
- ② 忌引日数は次の通りとし，欠席としない。
 - (1) 父母 7 日以内
 - (2) 祖父母 3 日 //
 - (3) 兄弟姉妹 3 日 //
 - (4) 伯叔父母・曾祖父母 1 日 //
- ③ 留学・休学等については、ホームルーム担任に相談する。
- ④ 始業、下校時刻等は次の通りとする。
 - 年間を通して始業時= 8:35、終業時= 15:20
 - 下校時刻は 16 時 55 分とする。
 - ただし、残留届を生活指導部に提出すれば，17 時 15 分まで活動できる。その際は 17 時 30 分までに完全下校する。

5. 休日登校について

休日登校は指導教員の指導の下に行い，所定の期日までに休日活動兼校外活動届に必要な事項を記入して届け出る。

6. 届出、願、許可、了解を必要とすることがら特に規定されたものの外，次の諸事項についても届出、許可を必要とする。

- ① 正規の授業以外の会合等で、校舎・校具を使用する場合。
- ② 本校生徒の資格による校外の運動競技その他の集会へ参加する場合。
- ③ 本人または保護者に異動，転居があった場合。
- ④ アルバイトする場合。
- ⑤ 学校で定める以外の研究会，同好会等を結成する場合。

前事項以外のことはホームルーム担任に相談する。

7. 生徒手帳の所持について

生徒は常に生徒手帳を所持しなければならない。